

### 令和6年度療育手帳判定会を実施します

次の日程で西部子ども家庭センターによる療育手帳の判定会を行います。役場にて更新判定を希望される人は、予約専用ダイヤルにて判定予約を行ってください。

🕒〈令和6年〉

5月14日(火)、6月11日(火)、  
7月9日(火)、8月13日(火)、  
9月10日(火)、10月8日(火)、  
11月12日(火)、12月10日(火)

〈令和7年〉

1月14日(火)、2月10日(月)、  
3月11日(火)

📍役場

📍6歳以上の人（6歳未満の人は西部子ども家庭センターが会場の判定会となります）

📞療育手帳予約専用ダイヤル ☎400-9010

受付時間・平日9:00~17:00  
(土日祝日を除く)

※予約状況によっては、希望日での予約が取れない場合があります。

※申請には写真1枚(縦4cm×横3cm)、療育手帳(更新の場合)が必要です。

必ず判定会前までに、社会福祉課へ申請書を提出してください。

(更新の場合は次回判定年月の末日の3か月前から申請ができます)

※役場以外の会場で判定を行う人も、事前に申請書の提出が必要です。

📍社会福祉課 ☎820-5635

### ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

ヘルプマークは、障害や疾病、けがなどにより周囲に配慮が必要とすることを知らせるマークです。

ヘルプカードは障害のある人などが、災害や緊急時、日常生活で困ったときに周囲の人に提示して支援を求めるカードです。ヘルプマークを付けている人を見かけたとき、支援を求められたときには、配慮や手助けをお願いします。

📍障害、疾病、けがなどにより支援が必要な人で、配布を希望する人で、配布を希望する人

※障害者手帳、身分証などは不要です。  
配布は1人につき1個です。

📍社会福祉課 窓口

📍社会福祉課 ☎820-5635



### 献血にいきましょう

令和6年度の献血は、次の日程で行います。みなさんのご協力をお願いします。  
※日程および場所が変更になる場合があります。

実施日	時間	場所
7月2日(火)	9:30~11:30	西防災交流センター
	12:45~15:45	
11月5日(火)	9:30~12:00	役場
	13:15~16:00	
令和7年 3月11日(火)	9:00~10:30	東ふれあい館
	12:30~16:00	役場

📍町公衆衛生推進協議会（生活環境課内）  
☎820-5606

### 夏の集団健診の申込締切について

みなさんに申込結果を速やかに通知するため、申込締切を昨年度までより1か月程度早めています。

期限に十分注意いただき、早めに申し込みください。詳しくは「健診のしおり」をご覧ください。

📍6月7日(金)まで

📍健康推進課

☎820-5637



### 令和6年度 成年後見制度セミナー セカンドライフに備えよう！ あなたと家族を支える成年後見制度



家族に認知症の症状が現れたとき、どのような困りごとが生じるのでしょうか。「成年後見制度」は、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力に不安のある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることを支援するための制度です。

基礎から正しく理解し、必要なときに利用できるように、将来に備えて一緒に学んでみませんか。

🕒5月29日(水) 📍西防災交流センター 🕒5月22日(水)まで

●成年後見制度セミナー(要申込)

13:30~15:00

定員50人

●相談ブース(要予約)

15:15~16:20

先着6組

成年後見人などの受任、高齢者虐待防止や権利擁護に関する研修や講演を多数行う講師が、権利擁護に関するさまざまな制度も踏まえて、分かりやすくお話しします。

📍講師

まつたに社会福祉士事務所 松谷恵子  
(認定社会福祉士、介護支援専門員)

※相談ブースは、希望する番号を申込み時にお伝えください。

相談時間は、1組あたり15分間です。

📍高齢者支援課 ☎820-5605

#### 1 町社会福祉協議会による相談

福祉サービス利用援助事業(かけはし)の相談(通帳、印鑑の預かり、お金の出し入れの支援)

【相談時間】

- ①15:15~15:30
- ②15:40~15:55
- ③16:05~16:20

#### 2 地域包括支援センターによる相談

成年後見制度に関すること(申立ての流れなど)

【相談時間】

- ④15:15~15:30
- ⑤15:40~15:55
- ⑥16:05~16:20

### 国民年金制度のご案内

#### 国民年金保険の追納制度

国民年金保険料の免除(全額免除、一部免除、法定免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。

〈追納に関する注意事項〉

- ①一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。(例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります)
- ②老齢基礎年金を受けられる人は、追納できません。
- ③追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ④追納するためには、申し込みが必要です。

#### 学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

申請方法などについては、税務住民課または広島南年金事務所にお問い合わせください。

📍税務住民課保険年金グループ

☎820-5604  
広島南年金事務所  
☎253-7710

シルバーリハビリ体操教室情報 いつまでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です

📍地域福祉会館 毎週木曜13:30~14:30  
📍東防災交流センター1・2・3 毎週水曜10:00~11:00  
📍西防災交流センターA 毎週金曜13:30~14:30  
📍西防災交流センターB 毎週火曜13:30~14:30  
📍東ふれあい教室 毎週金曜10:00~11:00  
📍西ふれあい館C 毎週月曜13:30~14:30